

12月の各種相談 **無料** ※全て12月29日～令和5年1月3日を除く。

相談内容	相談日時	会場	相談・予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	
登記（司法書士）	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時		県司法書士会福島支部☎529-7331
土地家屋調査（土地家屋調査士）	※当面の間中止とさせていただきます。		県公共嘱託登記土地家屋調査士協会東北支所☎531-0986
行政（行政相談委員）	第1・3木曜日 午前10時～正午	市民相談室（市役所1階生活課隣）	福島行政監視行政相談センター☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2・4木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	相談／☎・☎521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会 （御山字三本松19-2）	☎526-2270 ☎534-5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールで）	月～金曜日：午前9時～午後9時、 土曜日：午前9時～午後5時		法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、 午後1時30分～3時30分	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	12月11日 午後1～4時		
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会（森森町10-1 保健福祉センター2階）	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 Mail kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
労働困りごと相談窓口	月～金曜日 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階（霞町1-46）	総合労働相談コーナー☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時		市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	福島地方法務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
外国人の生活相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents（市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 ☎533-5263 Mail teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・タイ語・スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	原則 火～土曜日 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

震災関連相談については
市ホームページをご覧ください。



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
「ゴールド認証企業」			ラジオ福島 (145.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時
TUF	12月3日(土)	午前9時25分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前10時40～45分
KFB	12月3日(土)	午前11時40分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FCT	12月3日(土)	午前11時55分～	NHK第一 (132.3KHz)		午前7時48～53分 午後5時30～35分(再)
FTV	12月4日(日)	午後1時55分～			随時放送

※テレビ番組は翌月から1年間、市ホームページでもご覧いただけます。 [福島市 市政テレビ](#) [検索](#)

**認知症が心配な方は
ご相談ください**

認知症や認知症の疑いがある方とその家族の相談を受け付けています。相談内容に応じて、適切な医療・介護につなぐお手伝いをします。
☎40歳以上の認知症の心配がある方やご家族
☎認知症初期集中支援チーム（あずま通りクリニック）☎572-4611
☎長寿福祉課 ☎529-5064

時とき 会場 内容 講師 対象 定員 料金 持参物 申し込み方法 問い合わせ 電話 ファクス

**事業を行っている方は
償却資産の申告が必要です**

内個人事業主（小売業、不動産賃貸業、飲食業、売電事業、農業など）や法人が令和5年1月1日現在で市内に所有する事業用資産は固定資産税の課税対象です。必ず申告してください。昨年度申告いただいた方などは、12月16日(金)に申告書を発送します。新規で申告書が必要な方や申告書が届かない場合はご連絡ください。

申告期限／令和5年1月31日(火)
申告が必要なのは償却資産／①建物 附属設備のうち固定資産の家屋の評価対象外のもの②建物を借りている人が取り付けた建物附属設備（内装工事など）③駐車場舗装、フェンスなどの外構工事で設置した構築物④太陽光発電などの機械装置、工具、器具、

**令和5年度（令和4年分）
給与支払報告書の提出を
給与支払報告書の提出を**

内事業主（給与の支払者）は、従業員（受給者）へ源泉徴収票を交付するとともに、市に給与支払報告書（個人別明細書）の提出が必要です。提出が必要なのは、1月1日現在、市内に住所がある従業員（受給者）に給与を支払った事業主。
提出期限／令和5年1月31日(火)
※新型コロナウイルス予防の観点から令和5年1月13日(金)頃までに郵送での提出にご協力をお願いします。
※総括表は本市の様式をお使いください。

備品⑤大型特殊自動車などの車両運搬具⑥ビニールハウスなどの農業用設備⑦船舶⑧航空機
問 資産税課 ☎525-3730

福祉

**高齢者無料
入浴サービス事業** **無料**

毎月15日午後3時～10時30分（月曜定休、日曜のみ午前10時～正午も営業）
場 湯つるの湯（北町4-18）
内 高齢者の健康保持および介護予防のための無料入浴 **対70歳以上** **持保険証**など年齢の分かるもの
問 長寿福祉課 ☎525-7656
つるの湯 ☎523-2645

大きい。総括表の様式・記載方法は、市ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。
問 市民税課 ☎525-3791

**ヘルプマークを配布
しています** **無料**

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されました。障がい福祉課、長寿福祉課、保健予防課（保健福祉センター内）、各支所・出張所で配布しています。
問 障がい福祉課 ☎525-3748

**「わいわい市民農園」
新規使用者の募集**

市では、自然に親しみ、農業に対する理解を深めるため「わいわい市民農園」を設置しています。野菜作りにチャレンジして、収穫の喜びを味わってみませんか。

場 仁井田字五郎内地内
（あらかわグリーンセンター西側）

☎市内に住所がある方、市内へ避難している方

募集区画・使用料
○一般用（面積25m）…30区画程度・年間12,000円
○車いす専用（面積5m）…3区画・年間2,400円
※原則、1世帯1区画、申込者多数の場合抽選。

使用期間／令和5年4月1日～令和6年3月末日
※3年を超えない範囲で更新可。

募集期間／12月1～16日

☎福島市オンライン申請、または農業企画課、各支所・出張所、各学習センターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、農業企画課に持参か郵送、ファクスで
問 農業企画課
☎525-3740 ☎533-2725

12月は年末納税推進強化月間です

行政サービスの提供には、市税・国民健康保険税などの適切な納付による財源確保が必要です。市では納期内に納付した方との公平性を保つため、相談がなく納付のない場合は、預金・給与・売掛金・不動産などの財産の差し押さえや、公売などの滞納処分を行います。納期内の納付をお願いします。

納付できない事情がある方は必ずご相談ください

滞納処分の基本的な流れ

- ① 納期限を過ぎ未納
- ② 督促状 発送
- ③ 催告書など 文書発送
- ④ 財産差し押さえ
- ⑤ 預金・債権の※換価

※換価…税金に充てるため、財産を金銭に換えること

問 納税課 ☎573-4072